

個別公共事業の評価書（ダム事業）その5

平成24年11月12日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）及び平成24年度国土交通省事後評価実施計画（平成24年9月7日最終変更）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成24年度予算に係る評価として、ダム関係の3事業について、再評価を実施した。担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	橋本 清仁

事業名 ()内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	費用便益分析				費用便益分析以外の主な評価項目
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等	水管理・国土保全局

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

平成24年度予算に係る再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	直轄事業等					2	2	1		1	
	補助事業					1	1	1			
合 計		0	0	0	0	3	3	2	0	1	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（直轄事業等3年間、補助事業等5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（直轄事業等3年間、補助事業等5年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

平成24年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】

(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			費用換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益-B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
サンルダム建設 事業 北海道開発局	その他	525	1,361	677	2.0	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 天塩川流域は、北海道北部にあって南北に細長い羽状形を呈し、上川・留萌・宗谷地方にまたがる3市8町1村からなり、名寄川は流域の人口の約4割が集中する名寄市で天塩川に合流している。流域内市町村人口の近年10ヶ年の推移はやや減少傾向にあるが、世帯数はほぼ同水準で推移している。 現在、生活再建工事段階であり、平成24年3月末現在で進捗率は約56%(事業費ベース:総事業費約525億円に対して) <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費及び工期の点検については、現計画である「サンルダムの建設に関する基本計画(第1回変更)」で定められている総事業費等について最新のデータ等で点検を行った結果、平成25年度以降を対象とした残事業費は、約225億円であることを確認し、これを今回の検証に用いた。 また、完成までの工期については、本体工事に着手する年を含め5年で完成することを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 <p>②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「洪水調節」 <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、5案の治水対策案を抽出して、7つの評価軸について評価した。 「新規利水」 <ul style="list-style-type: none"> 利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があること、開発量として変更がないことを確認した。 検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として立案し、5案の利水対策案を抽出して、6つの評価軸について評価した。 「流水の正常な機能の維持」 <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案し、4案の対策案を抽出して、6つの評価軸について評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 治水(洪水調節)、新規利水、流水の正常な機能の維持について目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「現計画案(サンルダム案)」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、総合的な評価において、最も有利な案は「現計画案(サンルダム案)」であると評価した。 	継続	水管理・国土 保全局治水 課 (課長 山田 邦博)		
三峰川総合開発 事業(戸草ダム) (※1) 中部地方整備局	その他	800	-	-	-	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の主な災害(洪水)としては、昭和36年6月、58年9月洪水、近年では平成18年7月洪水により甚大な被害を受けている。 地域開発の状況については、天竜川上流域は、主要な交通が集中し、更に、この地域にリニア中央新幹線の事業実施想定区域が示され、人口の増加や産業・観光の発展に期待が寄せられている。上流域では、中央アルプス等の豊富な水を利用した農業や精密機械産業が盛んである。 三峰川、天竜川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む流域10市町村の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。 三峰川総合開発事業への工業用水及び発電参画については、平成13年7月18日に、長野県知事よりダム使用権設定の取り下げ申請がなされた。 <p>②事業の進捗の見込みの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 当面進捗する見込みはない。 <p>③コスト削減や代替案立案等の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水調節について、天竜川水系河川整備計画(平成21年7月)の策定に当たっては、対策案を比較して、財政的制約、早期かつ広域的な効果発現等を勘案し、河道整備及び美和ダム等の既設ダムの洪水調節機能の強化により水位低下を図ることとしている。このたび、河道整備+美和ダム再開発+戸草ダムの案を検討した場合においても、河川整備計画の河道整備+美和ダム等既設ダム洪水調節機能強化が優位となり、戸草ダムの洪水調節は代替可能であることが確認された。 流水の正常な機能の維持については、天竜川水系河川整備計画(平成21年7月)において、流水の正常な機能の維持の目標である正常流量の一部を回復するよう努めるため、水利用の合理化を推進することとしている。 工業用水、発電については、利水参画者よりダム使用権設定の取り下げ申請がなされている。 	中止	水管理・国土 保全局治水 課 (課長 山田 邦博)		

※1:「検討主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合」として、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5、2に基づき、従来からの手法等によって検討を実施。

※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

(補助事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			費用換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益-B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
長崎水害緊急ダム 事業(浦上ダム) 長崎県	その他	210	1,965	1,146	1.7	<p>浦上川流域では、昭和57年7月に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水被害としては昭和26年7月の洪水においては、浸水戸数400戸、昭和26年10月の洪水においては、死者1名、家屋全壊4戸、浸水戸数184戸、昭和31年8月の洪水においては、死者6名、家屋全壊283戸、半壊483戸、昭和31年9月の洪水においては、家屋全壊42戸、半壊37戸、昭和34年9月の洪水においては、死者1名、家屋全壊19戸、半壊128戸、昭和57年7月の洪水においては、死者行方不明者299名、浸水家屋3,634戸の洪水被害が発生している。</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害防止便益等:1,953億円 残存価値:12億円 <p>【主な根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年平均浸水軽減戸数:45戸 年平均浸水軽減面積:2.6ha <p>※横書の内容については長崎県全体、また、土砂災害含む。さらに、昭和57年7月の死者行方不明者数は長崎県全体の数値</p>	継続	水管理・国土 保全局治水 課 (課長 山田 邦博)		

※1:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (直轄事業等)	みぶがわ 三峰川総合開発事業(戸草 ダム) 中部地方整備局 (長野県伊那市)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針(案)「中止」は妥当であると考えられる。よって、対応方針については「中止」とする。

※1: 「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2: 社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。